

# 役員及び評議員の報酬等に関する規程

社 会 福 祉 法 人  
日 本 民 生 福 祉 協 会

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人日本民生福祉協会（以下当法人という）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 非常勤役員の理事長とは、概ね週3日以上勤務実態がなければならない。
- (5) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退任慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

ただし、当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤理事 報酬、退任慰労金
- (2) 非常勤役員 報酬、退任慰労金
- (3) 評議員 報酬

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 退任慰労金 別表第2に定める額

2 非常勤役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬 別表第3に定める額
- (2) 退任慰労金 別表第4に定める額

3 評議員に対する報酬の額は別表第5に定める額とする。

### (報酬等の支給方法)

第5条 常勤理事及び非常勤の理事長に対する報酬の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月28日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第7条の規定に準じて支給）
- (2) 退任慰労金 任期満了、辞任又は死亡により退任した後3か月以内

2 非常勤の役員（非常勤の理事長を除く）に対する報酬の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 理事会へ出席など法人・施設運営の業務にあたった都度、支給する。

(2) 退任慰労金 任期満了、辞任又は死亡により退任した後3か月以内

3 評議員に対する報酬は、評議員会へ出席など法人・施設運営の業務にあたった都度、支給する。

4 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者の慰労金にあつては、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意が得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

5 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

#### (費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

#### (報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事及び非常勤の理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事及び非常勤の理事長が退任し、又は解任の場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事及び非常勤の理事長が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

#### (端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

#### (公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

#### (改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

#### (補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

付 則

- ・この規程は、平成29年6月22日より施行する。

別表第1 (常勤の理事の報酬)

役 職 名	報酬の額
理事長	月額600,000円
常務理事	月額300,000円
理事	月額300,000円

別表第2 (常勤理事の退任慰労金)

就任4年以上	就任6年以上	就任10年以上
50,000円	70,000円	100,000円

別表第3 (非常勤役員の報酬)

(1) 理事長

役 職 名	報酬の額
理事長	月額500,000円

(2) 理 事

	日 額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

(2) 監 事

	日 額
監事監査等及び会議等への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円

別表第4 (非常勤役員の退任慰労金)

就任4年以上	就任6年以上	就任10年以上
50,000円	70,000円	100,000円

別表第5 (評議員の報酬)

	日 額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000円